

川口の農業だより

平成29年1月 No. 85

第25回 緑と大地の豊年まつり開催



11月5日(土)、11月6日(日)に川口市農家組合連絡協議会主催の第25回緑と大地の豊年まつりが植物取引センター及び川口緑化センター（樹里安）で開催され、市内外から19,000人を超える方々が来場されました。

会場では新鮮な地場産野菜の販売、植木・鉢花の展示即売、各種模擬店、爆笑ものまねライブ、ふれあい歌謡ショー、豊年ラッキー抽選会等が行われました。

2日間とも晴天に恵まれ、例年よりも来場者が多く、模擬店では売り切れる店舗が続出しました。豊年ラッキー抽選会では米30kgや地元新鮮野菜詰め合わせが当たるなど、大盛況のうちに終了しました。



編集
発行

川口市農業委員会

川口市青木2-1-1 電話 048-258-7922 (直通)
市ホームページ <http://www.city.kawaguchi.lg.jp>
e-mail 280.01000@city.kawaguchi.lg.jp

生産緑地制度について

(1) 新規地区指定について

都市化の進展や農業を取り巻く環境の変化に伴い、市街化区域内の緑は年々減少を続けており、都市農地の持つ公害・災害防止及び景観形成の機能などは、その役割がますます重要になっております。川口市では、平成19年度より「市街化区域内に残る優良な農地の永続的な確保」と「都市における計画的な緑地の保全」を図るため、生産緑地地区の新規地区の指定を行っておりますが、平成29年度もその申請受付を1月から6月の間で行いますので、お知らせいたします。なお、指定要件等の詳細については、下記までお問い合わせください。

(2) 農地の管理義務について

生産緑地地区に指定されると、固定資産税の農地課税や相続税の納税猶予などの優遇措置が受けられる一方、長期(30年間)にわたり農地として適正に管理することが義務付けられます。

(3) お問い合わせ

生産緑地制度の趣旨にもとづいて、引き続き周辺地域の環境に配慮し、農地の適正な利用・管理を行っていただきますようお願いいたします。

なお、相続等により、主な農業従事者がいなくなった場合は、生産緑地の解除の手続きができますが、相当期間が経過すると解除ができなくなりますので、ご注意ください。

参考：指定地区数502地区、面積129.57ha
(平成28年11月22日現在)

お問い合わせ先 みどり課保全係
048-242-5721(直通)

農業者年金に加入しましょう

あなたの老後の備えは万全ですか？

老後の生活費は考える以上にお金がかかるものです。

国民年金の上乗せ年金として、農業者年金でサラリーマン並みの年金を受け取りましょう。

- ☆ 年金額が加入者・受給者数に左右されない積立方式のため、少子高齢化時代に強い年金です
- ☆ 保険料の額は月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由に決められます
- ☆ 80歳までの保証がついた終身年金です
- ☆ 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります
- ☆ 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の農業者の方なら、誰でも加入できます
- ☆ 農業の担い手には保険料の国庫補助があります
認定農業者で青色申告をしているなどの条件を満たすことにより、月額最高1万円の保険料補助が受けられます

加入の申込みやご相談は
最寄りのJAか農業委員会または
農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金
企画調整室 03-3502-3942
ホームページ <http://www.nounen.go.jp>

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会法の改正により、農業委員について、選任方法など制度変更がありました。川口市では、平成29年7月20日より新たな体制となります。

制度改正のポイント

◇農地利用最適化推進委員の新設

農業委員とは別に、農地パトロールや農地所有者等への遊休農地発生の防止を働きかけるなど、農地利用の最適化を推進する「農地利用最適化推進委員」が新設されました。

◇農業委員の選出方法が変わります

農業委員の選出方法が、選挙によるものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります。

任命に当たって、地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求め、公募も行いません。

また、農業委員の過半は認定農業者であること、利害関係のない者を含めること、女性や青年の積極的な登用など、委員会全体としての要件が加わりました。

農業委員・農地利用最適化推進委員募集について

募集期間 平成29年1月4日(水)より平成29年1月31日(火)まで

募集人数 農業委員 12人 農地利用最適化推進委員 2人

任期 平成29年7月20日～平成32年7月19日

応募方法 応募用紙を記入の上、農業委員会事務局窓口へ持参もしくは郵送。詳細については、市役所4階農業委員会事務局、各支所、市内各農協の窓口で募集要項、申込書を配布しております。また、市ホームページからダウンロードすることも出来ます。

お問い合わせ先
農業委員会事務局 048-258-7922

川口農業塾修了生が新規就農

農業に興味・意欲があり、将来就農を考えている方を対象に差間の農園で野菜の作り方を学習する川口農業塾（下写真）ですが、今年の9月に農業塾修了生から新規就農者が誕生しました。



平成23年に川口農業塾を修了した元郷に在住の関口鉄弥さん（下写真）。農業塾を修了後は、県農林公社主催の就農予備校で、5年間、農業実践研修を受講していましたが、農業委員会事務局を通じて、農地を貸したいという農家の方と話がまとまり、利用権設定※により、賃借権を取得し、川口市内で新規就農が実現しました。

広報かわぐちを見て川口農業塾を知った関口さん。就農予備校では、毎年ニンジン等の野菜を実験的に生育して、知識を深めていったとのこと。「木曾呂の農地では来年からサトイモやキュウリなどを栽培したい。毎年違った顔を見せてくれる野菜の生育はとても楽しく、販売を通じた消費者との会話も、やりがいがある。」と、農業のよこびを語っていただきました。



※利用権設定とは

市街化調整区域内の農地を短年契約で賃貸借をするもの。3条取得と比べ、借主の必要条件が緩和されており、短年契約で、期間満了後は契約が解除されるため、貸主、借主の負担が少ない制度。

お問い合わせ先
農業委員会事務局 048-258-7922(直通)

リサイクル適性[®]

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

[古紙配合率80%の再生紙を使用しています]